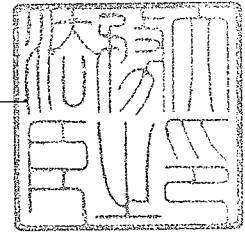


法務省刑制第14号  
平成26年3月10日

## 行政文書開示決定通知書

NPO法人情報公開市民センター理事長  
新海 聡 様

法務大臣 谷 垣 禎



平成26年1月8日受付第704号で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示することに決定しましたので通知します。

### 記

- 1 開示する行政文書の名称  
協議（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案）
- 2 不開示とした部分とその理由
  - (1) 直通番号、ファクシミリ番号、内線番号及びメールアドレスのうち、不開示とした部分は、国の行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法第5条第6号に該当することから、不開示とした。
  - (2) 「各省庁回答状況」及び「省内各課・各局回答状況」と題する文書のうち、不開示とした部分は、国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法第5条第5号及び第6号に該当することから、不開示とした。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、法務大臣に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、決定の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

### 3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等 ※ 別添の説明事項をお読みください。

下表に記載した開示の実施の方法から、希望する方法を選択してください。

| 行政文書の種類・数量等   | 開示の実施の方法                             | 開示実施手数料の額<br>(算定基準)                       | 行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額 | 納付していただく<br>開示実施手数料の額 |
|---|--------------------------------------|---|---------------------------|-----------------------|
| A 4判文書<br>48枚<br>(うち片面<br>12枚, 両面<br>36枚, 片面<br>印刷84枚相<br>当)<br>白黒68枚<br>カラー16枚 | ①閲覧                                  | 100枚までごとにつき<br>100円                       | 100円                      | 無 料                   |
|   | ②複写機により<br>白黒で複写した<br>ものの交付          | 用紙1枚につき10円                                | 840円                      | 540円                  |
|   | ③複写機により<br>白黒及びカラー<br>で複写したもの<br>の交付 | 白黒複写<br>用紙1枚につき10円<br>カラー複写<br>用紙1枚につき20円 | 1000円                     | 700円                  |

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

ア 日時：平成26年3月11日から平成26年4月11日まで（土・日曜日及び祝日を除く。）の午前9時30分から午後5時まで（昼休みを除く。）

イ 場所：法務省1階情報公開窓口 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込額）

ア 日数：「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

イ 郵送料（見込額）：普通郵便物（定形外）250gまで 240円  
（4月1日以降：250円）

\* 担当課等

法務省刑事局刑事法制管理官

TEL：03-3580-4111 内線：2393

## <説明事項>

### 1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封の「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して申出を行ってください。

開示の実施の方法は、3(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧するなど）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧するなど）もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

事務所における開示の実施を選択される場合は、3(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、御希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、「\* 担当課等」に記載した担当まで御連絡ください。

なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の3日前（この「3日」には、行政機関の休日は含みません。）には、当方に届くように御提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、郵送料（郵便切手）が必要になります。

### 2 開示実施手数料の算定について

#### (1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が開示請求手数料相当額までは無料、開示請求手数料相当額を超える場合は当該額から開示請求手数料相当額を差し引いた額となります。

(例) 150頁ある行政文書を閲覧する場合：

100枚までごとにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

150頁ある行政文書の写しの交付を受ける場合：

用紙1枚につき10円 → 基本額1,500円 → 手数料は1,200円

150頁ある行政文書のうち100頁を閲覧し、20頁について写しの交付を受ける場合（残りの30頁は開示を受けない。）：

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額200円 = 計300円 → 手数料は無料

#### (2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2,000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」用紙をお送りしますので、担当まで御連絡ください。

#### (3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」の所定の位置に相当額の収入印紙をはって（消印しないで）納付してください。

### 3 決定に係る不服申立て等

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、法務大臣に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、決定の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

### 4 開示の実施について

事務所における開示の実施を選択され、その旨「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書を御持参ください。

### 5 担当課等

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、不服申立ての方法等について御不明な点等がございましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。